

事 務 連 絡  
平成25年5月17日

各都道府県介護保険・高齢者保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
高齢者支援課

「生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響について」に係る  
情報提供について

介護保険・高齢者保健福祉の推進につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活扶助基準の見直しにつきましては、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で2月5日に「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」を申し合わせているところですが、今般、この基本方針に基づき、厚生労働省から「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年5月16日付け厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。）を発出し、地方自治体に対しても国の取組みを説明した上で、その趣旨を御理解いただくとともに、各地方自治体において御判断していただくよう依頼を行っているところです。（別添）

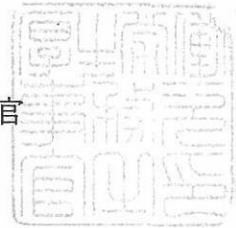
つきましては、今回、次官通知においても各地方自治体内において広範な周知をお願いしているところですが、念のため貴部局に直接情報提供いたしますので、内容を御確認いただいた上で介護保険・高齢者保健福祉部局においても、適切に御対応いただくとともに、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）への周知に御配慮をお願い致します。



厚生労働省発社援0516第2号  
平成25年5月16日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働事務次官



### 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（通知）

生活扶助基準の適正化の観点から、本年8月1日より新たな生活扶助基準に見直すこととしており、今般、その内容を盛り込んだ平成25年度予算が成立したところです。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府ではできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針（別添1）を確認しており、この対応方針については、生活扶助基準の見直しの考え方と併せて、すでに、本年2月19日の全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）等において情報提供しているところです。

今般、平成25年度予算が成立しましたので、改めて、生活扶助基準の見直しの考え方（別添2）をお示しするとともに、各地方自治体におかれてもこの政府の対応方針の趣旨をご理解いただいた上で、各地方自治体において適切にご判断・ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、生活扶助基準の見直しに伴い見直しを実施することとしている国の制度の例（別添3）も添付しておりますが、地方自治体で独自に実施されている事業においても生活扶助基準の見直しに伴い、影響を受ける可能性のある制度があると考えられますので、各地方自治体におかれては内部部局に広範な周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴管内市区町村に対する周知につき、ご配慮をお願いいたします。

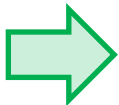
（参考）生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp130219-01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp130219-01.pdf)

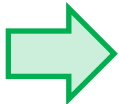
# 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

## 1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 
- 25年度は影響は無い。
  - 26年度以降の税制改正において対応。
  - 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

## 2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- 
- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
  - ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

## 3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- 
- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼

# 生活扶助基準等の見直しの考え方と影響額

## <生活扶助基準について以下の考え方に基づき見直す>

**3年間の効果額:約670億円 (25年度効果額:約150億円)**

① 今回の生活保護基準部会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整 **【財政効果:90億円】**

② 前回見直し(平成20年)以降の物価の動向を勘案 **【財政効果:本体分 510億円、加算分 70億円】**

※生活扶助基準の見直しにあたっては、以下の激変緩和措置を講じる。

- ・ 見直しの影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅は、過去の類例等を参考に、±10%を限度となるように調整する。
- ・ 生活扶助基準額の見直しは、平成25年8月から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施する。

## <別途、期末一時扶助について以下の考え方に基づき見直す>

**財政効果: 約70億円(25年(12月)分のみ)**

○ 現在乳幼児から高齢者まで一律に人数倍した額を支給しているため、経済性(スケールメリット)(※)を勘案するよう見直す。

※ 家計における消費額は、世帯人数が増加しても単純に世帯人数倍されるのではなく、世帯内で共通して消費されるものがある等のため、世帯人数倍より低くなる

【例】二人世帯に支給される総額  
現行:28,360円 新基準:22,000円程度

(参考) 期末一時扶助  
食費等の出費が増える傾向にある年末にのみ支給しているもの。

[現行の期末一時扶助(1級地) 1人14,180円]  
(複数人世帯の場合、単純に世帯人数倍した額が支給される)

# 生活扶助基準額の見直しの具体例

		【現在】					【平成25年8月】		【平成27年度以降】		(単位:万円)	
		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合計①	(医療扶助)	生活扶助	合計②	生活扶助	合計③	②-①	③-①
夫婦と子1人 (30代20代4歳)	都市部	17.2	4.6	—	<u>21.8</u>	(7.6)	16.7	<u>21.3</u>	15.6	<u>20.2</u>	△0.5	△1.6
	町村部	13.6	1.6	—	<u>15.2</u>	(7.6)	13.3	<u>14.9</u>	12.8	<u>14.4</u>	△0.3	△0.8
夫婦と子2人 (40代夫婦と 小・中学生)	都市部	22.2	4.7	1.3	<u>28.2</u>	(12.4)	21.6	<u>27.6</u>	20.2	<u>26.2</u>	△0.7	△2.0
	町村部	17.7	1.9	1.3	<u>20.9</u>	(12.4)	17.2	<u>20.4</u>	16.2	<u>19.4</u>	△0.5	△1.5
70代以上 単身	都市部	7.7	3.6	—	<u>11.3</u>	(9.6)	7.6	<u>11.2</u>	7.4	<u>10.9</u>	△0.1	△0.3
	町村部	6.0	1.1	—	<u>7.1</u>	(9.6)	6.0	<u>7.1</u>	6.0	<u>7.1</u>	△0.0	△0.1
60代単身	都市部	8.1	3.6	—	<u>11.7</u>	(8.3)	8.0	<u>11.6</u>	7.9	<u>11.5</u>	△0.1	△0.2
	町村部	6.3	1.1	—	<u>7.4</u>	(8.3)	6.3	<u>7.4</u>	6.4	<u>7.5</u>	+0.0	+0.1
70代以上 夫婦	都市部	11.4	4.2	—	<u>15.6</u>	(19.2)	11.2	<u>15.4</u>	10.9	<u>15.1</u>	△0.2	△0.6
	町村部	9.0	1.3	—	<u>10.3</u>	(19.2)	8.8	<u>10.1</u>	8.8	<u>10.1</u>	△0.1	△0.2
60代夫婦	都市部	12.2	4.2	—	<u>16.4</u>	(16.5)	12.0	<u>16.2</u>	11.7	<u>15.9</u>	△0.2	△0.5
	町村部	9.5	1.3	—	<u>10.8</u>	(16.5)	9.5	<u>10.8</u>	9.5	<u>10.8</u>	+0.0	+0.0
41～59歳 単身	都市部	8.3	3.6	—	<u>11.9</u>	(6.4)	8.2	<u>11.8</u>	7.9	<u>11.5</u>	△0.1	△0.4
	町村部	6.4	1.1	—	<u>7.5</u>	(6.4)	6.4	<u>7.5</u>	6.4	<u>7.5</u>	△0.0	△0.0
20～40歳 単身	都市部	8.5	3.6	—	<u>12.1</u>	(3.5)	8.3	<u>11.9</u>	7.8	<u>11.4</u>	△0.2	△0.7
	町村部	6.6	1.1	—	<u>7.7</u>	(3.5)	6.5	<u>7.6</u>	6.3	<u>7.4</u>	△0.1	△0.3
母と子1人 (30代・4歳)	都市部	15.0	4.2	—	<u>19.1</u>	(5.1)	14.7	<u>18.9</u>	14.1	<u>18.3</u>	△0.3	△0.8
	町村部	12.0	1.3	—	<u>13.3</u>	(5.1)	11.9	<u>13.2</u>	11.7	<u>13.0</u>	△0.1	△0.3

生活扶助は世帯員がいれば必ず支給される冬季加算、母子加算、児童養育加算を含む。住宅扶助と医療扶助は平成22年度平均に基づき計上した。これらの世帯類型で生活保護受給世帯全体の約8割を占める(例示にある個別の年齢構成だけでないことには留意)。端数処理により合計・差額が一致しないことがある。

# 生活保護基準の見直しに伴い見直しを実施する国の制度について

## ①生活保護基準を参照しているもの

対象者等の設定に当たり生活保護受給者を参照しているもの

例) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業、就学援助制度における学用品費等の支給、個人住民税の非課税限度額 など

金額の設定に当たり生活保護基準を参照しているもの

例) 児童保護費等負担金等(児童養護施設等の運営費)、戦傷病者特別援護法 等

## 平成25年度の国の対応の例

<小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業>

・生活扶助基準の見直しにより保護廃止となる者について、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、自己負担を無料とする取扱いができるようにすることにより、生活保護基準見直しによる影響が及ばないようにする

<就学援助制度における学用品>

・25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取扱い

<児童保護費等負担金等>

・「一般生活費」、「日用品費」、「児童用採暖費」及び「期末一時扶助費」については、これまで準拠していた「標準世帯」の設定が行われなくなったことなどを踏まえ、据え置く

<戦傷病者特別援護法に基づく療養手当>

・従来、生活保護基準のスライド率を用いて改定してきたが、受給者の状況に配慮し、据え置く

## ②住民税非課税限度額を参照しているもの

対象者等の設定に当たり住民税非課税世帯等を参照しているもの

例) 介護保険料の段階区分、医療保険等の自己負担限度額等

金額の設定に当たり住民税非課税限度額を参照しているもの

例) 国民年金保険料の申請免除

平成25年度については影響はなく、平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討

平成25年度については影響はなく、平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討